

公共施設マネジメント学習ゲーム「こうきょうっ！」の貸出しに関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共施設マネジメント学習ゲーム「こうきょうっ！」(以下「ゲーム」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 ゲームの貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 相模原市、町田市又は八王子市に居住する者
- (2) 相模原市、町田市又は八王子市で活動する者又は団体
- (3) その他、市長が特に必要と認める者又は団体

(貸出手続き)

第3条 ゲームの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日までに、公共施設マネジメント学習ゲーム「こうきょうっ！」貸出申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(禁止事項)

第4条 ゲームの貸出しを受けた者(以下「使用者」という。)は、貸出しを受けたゲームを使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動
- (2) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する事項

(貸出期間)

第5条 ゲームの貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(ゲームの破損等)

第6条 使用者は、使用者の故意又は使用者の管理が不十分なためにゲームを破損し、汚損し、又は紛失したときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない。

(費用の負担)

第7条 ゲームの貸出料は無料とする。

(ゲームの返却)

第8条 使用者は、貸出しを受けたゲームに破損、紛失、異常等がないか確認し、
第5条に規定する貸出期間内に返却しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

公共施設マネジメント学習ゲーム「こうきょうっ！」貸出申請書

年 月 日

相模原市長あて

公共施設マネジメント学習ゲーム「こうきょうっ！」の貸出しを受けたいので、次のおり申請します。

氏名 ※16歳未満の場合は保護者の同意が必要です	保護者署名（ ）
活動団体名	
住所	
連絡先（電話番号）	
利用目的	
利用場所	
貸出希望数	セット
貸出希望日	年 月 日（ ）
返却予定日	年 月 日（ ）

※個人情報 は本業務のみに使用します。

職員記入欄（この欄は記入しないでください。）	
貸出日	年 月 日（ ） 担当者：
返却日	年 月 日（ ） 担当者：